

横浜市立保育所の民間移管

実施基準
(令和6年度移管用)

横浜市こども青少年局
令和3年9月

目次

はじめに	2
第1 事業概要	3
1 事業目的	3
2 事業計画	3
3 これまでの民間移管の実績と効果	4
<参考> 保育所の運営経費について	5
第2 民間移管の実施にあたっての基本的な考え方	6
○ 保育の質の確保・向上	7
○ 児童への配慮	7
○ 保護者意見の反映	7
○ 十分な情報提供	7
第3 民間移管の手法と進め方	8
1 民間移管の手法	8
(1) 移管後の事業主体	8
(2) 事業主体の選定	8
(3) 財産	8
(4) 民間移管にあたっての諸条件	8
(5) 職員の継続雇用	8
<参考> 横浜市立保育所の民間移管にあたっての 諸条件（令和5年4月移管）	9
2 民間移管の進め方	11
(1) スケジュール	11
(2) 移管予定園の選定	12
(3) 保護者説明	12
(4) 移管先法人の選定	12
(5) 引継ぎ・共同保育	13
(6) 三者協議会	14
(7) アフターフォロー（市職員による訪問・助言）	14
(8) 移管後の振り返り	15
【参考】 市立保育所の役割	16
1 市立保育所の果たすべき役割	16
2 保育資源ネットワーク構築事業	16

はじめに

近年の就業構造の変化によって保育所の利用希望者が増加し続けるとともに、子育てに関する様々なニーズが増大しています。就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化している中で、限られた財源を有効に活用して、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、本市においても重要な課題となっています。

こうした背景や課題のもとで、平成15年2月に横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、同年4月に「今後の重点保育施策（方針）」を策定しました。この方針に基づいて、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的として、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めてきました。

また、民間移管の取り組みについては、3年ごとに既移管園の保護者、運営法人及び法人選考委員等に対するアンケート等を実施し、「検証結果報告書」としてまとめています。検証結果を踏まえて、今後の事業計画の策定や、実施基準の見直し等を行いながら、令和3年4月までに市立保育所59園の移管を行いました。

この間、本市では、平成26年9月に「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、運営している市立保育所のうち「ネットワーク事務局園」に指定した54園以外の市立保育所については、民間移管等の対象として整理し、平成27年2月には、全ての移管等対象園の事業計画を策定し、公表しました。

令和2年度の事業検証では、従来の実績調査及び直近移管園の振り返りに加え、事業計画に沿って円滑に事業を進めるために参考となるデータの収集を行いました。

民間移管事業においては、「市立保育所のあり方」に関する基本方針や平成27年2月に策定した中長期的な事業計画、さらには「子ども・子育て支援新制度」の内容等を踏まえた上で、改めて基本原則に立ち返り、保護者に対する分かりやすい説明、優良な法人の確保、法人選考の充実化等についても改善を図りながら、移管を進めてまいります。

第1 事業概要

1 事業目的

子育てに関するニーズが多様化する中で、子どもの発達や保護者の就労を支援し、育児不安等の子育ての課題に幅広く対応していくため、保育所に期待される役割もこれまで以上に増大しています。一方で、本市の財政状況は厳しく、限られた財源の中で多様な保育ニーズにきめ細かく対応し保育事業を拡充していくためには、コストを抑えながら事業効果を上げることが求められています。

このような中で、本市では、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応すること、民間の力の活用による保育環境の改善、地域子育て支援の充実に向けた取組を推進することの2点を主な目的として、市立保育所の民間移管を進めています。

2 事業計画

平成26年度以前は、3年を1期として、期ごとに既移管園の保護者、運営法人及び法人選考委員等によるアンケート等を実施し、それらを踏まえ「検証結果報告書」としてまとめた上で、次期3か年の事業計画を策定しながら移管を進めてきました。

平成26年9月には「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」に指定し、それ以外の市立保育所については、民間移管等の対象として検討することとしました。

これを受けて、平成26年度の事業検証では、総括的な検証を実施し、平成27年2月には、検証結果の報告と共に、全ての移管等対象園の事業計画を策定し、公表しました。

〈市立保育所民間移管 今後の事業計画〉 (園名は行政区順) (丸数字は移管年度)

年度(令和)	移管等対象園
4	三春台(南)、野庭(港南)、白根(旭)、竹山(緑)
5~6	⑤向台(保土ヶ谷)、⑤舞岡(戸塚)、⑤上郷(栄) ⑥上大岡東(港南)、⑥釜利谷(金沢)、菊名(港北)※、公田(栄)※

※ 今回移管を行わない2園については、これまでの手法による移管が困難なため、当面の間、令和8年度までは市立保育所として運営することとし、その間に様々な方向性について検討を行っていきます。

〈参考：市立保育所 ネットワーク事務局園一覧〉

区名	保育所名	区名	保育所名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曽根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋

3 これまでの民間移管の実績と効果

本市における民間移管事業では、平成16年度からこれまでの18か年で計59園（※）を移管しました。

（※）平成20年度に行った事業検証を踏まえ、移管園の公表から移管までの期間を1年延長し、2年6か月としたため、平成22年度は民間移管を行いませんでした。

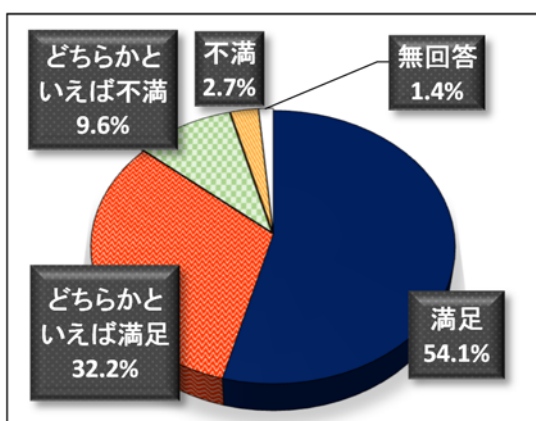
（1）多様な保育ニーズへの対応

民間移管にあたっては、従来の保育内容の継承とともに保育時間の延長、土曜給食の実施、一時保育の実施等を条件としています。さらに、「お泊り保育」、「バス遠足」など、民間保育所ならではの取組（運営法人によって実施する内容が異なります。）や保護者からの御要望等への柔軟な対応など、多様な保育ニーズへ対応しています。

平成30年11～12月、令和元年11～12月に実施した移管園の保護者を対象としたアンケートでは、保護者の85%以上が移管後の園の運営や保育内容に「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています。また、移管条件に規定している保育サービス以外にも、保護者のニーズに対応した保育行事や環境整備が行われています。

（例）食育（産地直送の食材など）、お泊り保育、バス遠足、餅つき等の行事、日常の保育の様子を撮影した写真の販売、保育内容の充実に向けた環境改善、送迎バス など

【参考】第6期事業検証（令和2年度実施）の保護者アンケートにおける総合的満足度



【主な意見】

- ・ 行事をたくさん検討してもらえて満足
- ・ 以前より先生の雰囲気が出る
- ・ 子どものために尽力してくれている
- ・ 子どもが、とてもものびのびと通っている
- ・ 駐輪場の設置により安全性が増した
- ・ 園舎の古さや雨の日の不便さなど環境面の問題を解消してほしい
- ・ 市立園のやり方を引き継ぎつつ、新たに取り入れている部分もあって良い
- ・ 職員間で対応等を統一してほしい

（2）施設整備による環境改善

都市化が急激に進行した昭和40年代から昭和50年代の人口急増期には、市立保育所を中心とした保育所の整備が進められてきました。現在、この時期に建設された園舎の老朽化が進んでおり、児童の安全やより良い保育環境を確保していくため、大規模修繕や建替え等を計画的に進めていく必要があります。

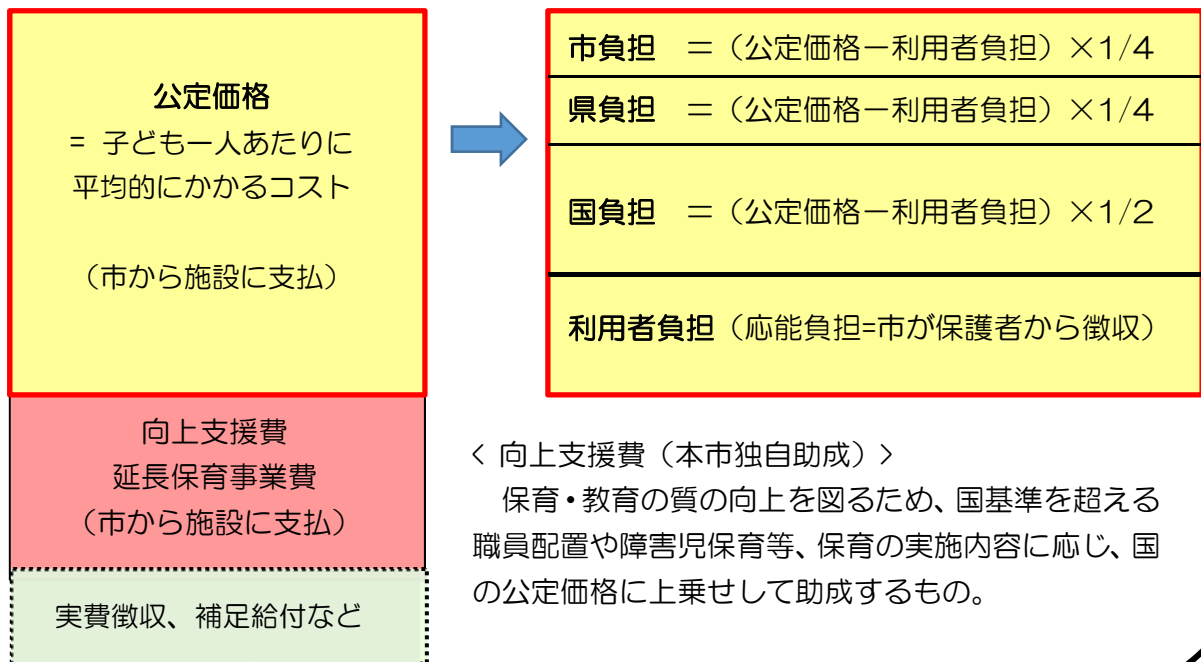
＜参考＞ 保育所の運営経費について

市立保育所については、日々の保育にかかる経費を横浜市と利用者（応能負担）の利用料で負担し、園運営を行っています。

一方、民間保育所については、運営費の大部分を占める「公定価格」を、国、県、市、利用者（応能負担）、の四者で負担することとなっています。

本事業を通じて、民間の社会福祉法人等に運営を移管することにより、市立保育所において横浜市が負担していた運営経費（公定価格から利用者負担分を減じたもの）は、国（1/2）・県（1/4）・横浜市（1/4）の三者で負担することになるため、横浜市の財政負担は軽くなると考えられます。

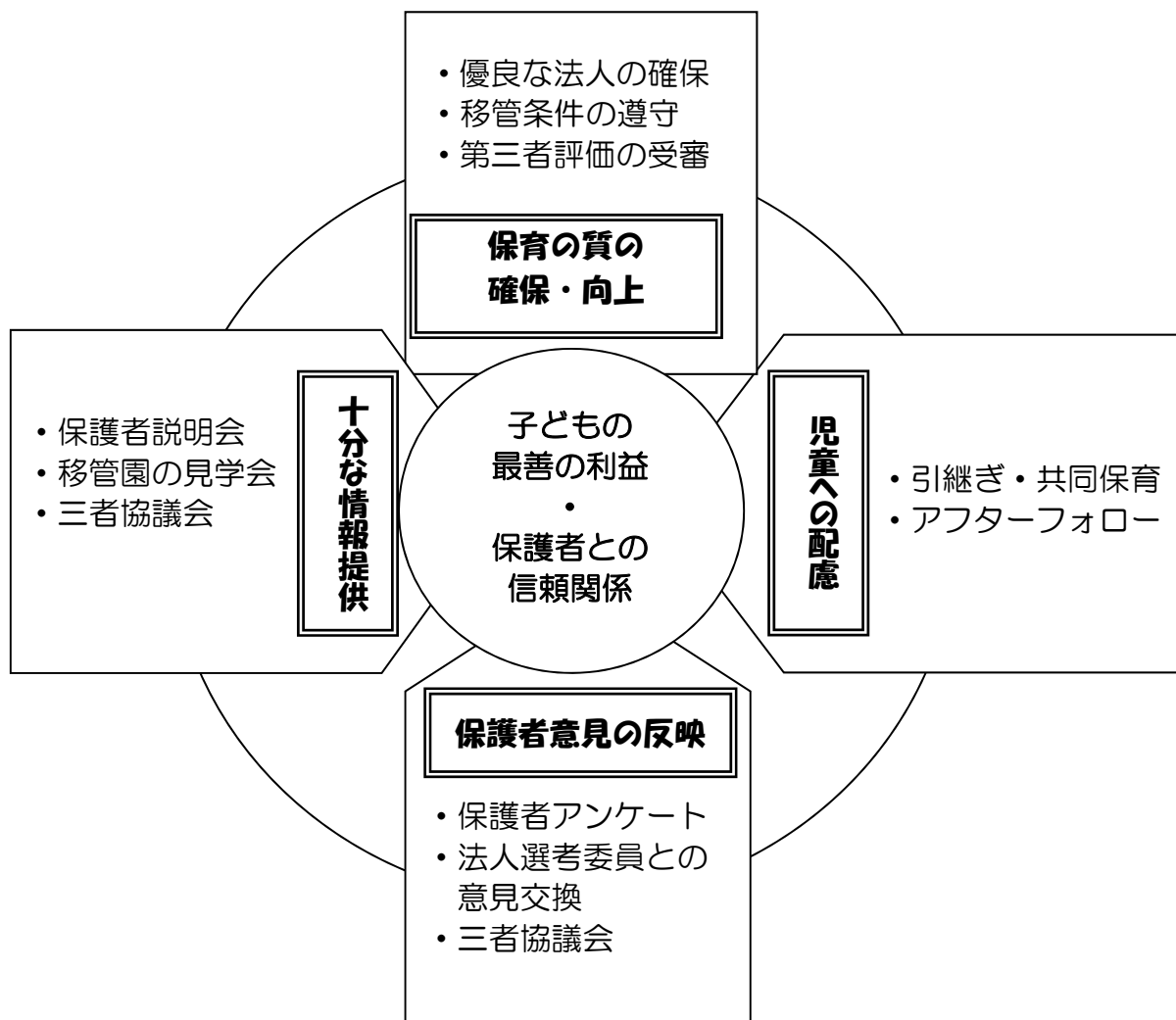
【民間保育所の運営費】



第2 民間移管の実施にあたっての基本的な考え方

移管にあたっては、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、次の考え方のもとで進めていきます。

- 保育の質を確保し、保育内容の充実が図られるよう優良な法人を選考するとともに、移管までの十分な準備期間を確保します。
- 児童への影響に配慮し、十分な引継ぎや移管後のフォローを行います。
- 保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映していきます。
- 民間移管の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。



○ 保育の質の確保・向上

移管後の保育が良好に運営されるためには、実績のある優良な法人を確保することが重要です。このため、広く全国から法人を募集するとともに、学識経験者や福祉関係者等からなる法人選考委員会が、法人の運営する保育所等の実地調査などを通じて保育内容等を確認し、法人を選考します。選考にあたっては、「保育所保育指針」等を参考に、法人選考基準を作成しています。

移管先となる法人には一定の保育経験を有する保育スタッフの確保や、移管後の園運営を外部の目でチェックする第三者評価の受審を義務付ける等、移管後の保育について質の確保・向上を図っていきます。

○ 児童への配慮

児童に保育環境の変化による負担を与えないよう、移管前の1年間をかけて、保育内容や個々の児童の特性を踏まえた関わりについて、段階的に引き継いでいきます。併せて、移管先法人と保護者、市立保育所のスタッフとの信頼関係のもとに、児童が安定した園生活を継続できるよう、関係づくりを進めます。

また、移管後も、前園長・前職員（保育士）の訪問等を通じて、フォローを行っていきます。

○ 保護者意見の反映

法人選考にあたっては、移管予定園の保護者に対し「移管先法人に望むこと」などについてアンケートを実施します。また、法人選考委員が移管予定園を訪問し、保護者のご意見を伺い、ご意見を反映させながら選考します。

移管先法人決定後は、保護者、移管先法人及び横浜市による三者協議会を開催し、移管に伴う様々な事項について協議し、三者の合意形成を図ります。

○ 十分な情報提供

移管予定園の保護者には、全保護者対象の保護者説明会のほか、個別相談を実施します。また、移管を控えている園や既に移管した園の見学会を実施し、移管準備の様子や移管後の園をご覧いただくとともに、移管先法人から話を聞く機会を設けます。

また、三者協議会で話し合いや情報提供を行います。

第3 民間移管の手法と進め方

1 民間移管の手法

一般に民営化には、設置主体が公のまま事業を委託する民間委託と、設置主体を含めて民間に移行する民間移管の方式がありますが、本市では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応できるようにするため、民間移管方式としています。

(1) 移管後の事業主体

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人に移管します。

(2) 事業主体の選定

客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者等からなる「横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会」（本市附属機関「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」の分科会。（以下、「法人選考委員会」という））において移管先法人を選考します。

(3) 財産

- ① 土地：無償で貸し付けます。
- ② 建物：不動産鑑定評価額に応じて有償で譲渡します。
- ③ 備品：原則として無償で譲渡します。

(4) 民間移管にあたっての諸条件

移管予定園の保護者からは民間移管に伴う環境の変化を懸念する声が寄せられています。この懸念を解消するために、移管先法人には通常の民間保育所に求める運営基準（国の定める最低基準や本市基準等）に加え、移管年度ごとに「横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件」（以下、「移管条件」という）を付しています。移管条件の内容は、保育の基本的な内容に加え保護者の声やこれまでの移管状況、法人選考委員会での議論も踏まえて、本市が決定します。

なお、令和6年度移管における「移管条件」については、令和4年度の法人選考委員会において議論し、令和4年5月頃に決定する予定です。

(5) 職員の継続雇用

移管前の職員は、原則、他の市立保育所に異動しますが、一部の職員（アルバイト保育士等）は移管先法人に雇用され、引き続き移管園に勤務しています。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| • 平成16年度：4園合計 35人 | • 平成17年度：4園合計 20人 |
| • 平成18年度：4園合計 23人 | • 平成19年度：4園合計 23人 |
| • 平成20年度：4園合計 30人 | • 平成21年度：4園合計 26人 |
| • 平成23年度：4園合計 29人 | • 平成24年度：4園合計 26人 |
| • 平成25年度：4園合計 27人 | • 平成26年度：2園合計 25人 |
| • 平成27年度：2園合計 17人 | • 平成28年度：2園合計 16人 |
| • 平成29年度：2園合計 33人 | • 平成30年度：3園合計 31人 |
| • 令和元年度：4園合計 60人 | • 令和2年度：4園合計 56人 |
| • 令和3年度：4園合計 65人 | |

1 保育所運営条件

移管保育所の保育の継承を基本として、次の内容を実施すること。

(1) 移管保育所の定員及び定員構成の継承

※ 移管の前年度における最多利用児童数を上限に、定員外の利用もできることとする。

※ 移管前年度に定員を満たしていない場合は、三者協議会で協議の上、移管時から定員及び定員構成の変更ができることとする。

(2) 障害児保育の実施

(福祉保健センター長に障害児保育教育対象児童の認定を受けた児童の保育の実施)

次の受入児童数枠を確保すること。(人数は在園児を含んだ数で、新規利用児童数ではない。)

定員 80 人以上の保育所 6 人以上

定員 80 人未満の保育所 3 人以上

(3) 休園日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日以外は休園しないこと。

(4) 費用負担

本市が予め認めた費用(※)以外の費用負担を保護者に求めないこと。

※ 3歳児以上への食事代金、延長保育の実施に伴う利用料金、夕食代金等

(5) 移管保育所の年間行事の継承

(6) 地域子育て支援事業(育児相談、育児講座等)の実施

(7) 施設(保育室、園庭等)の地域開放

(8) 苦情解決の仕組みの整備(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置)

(9) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事は行わないこと。

※ クリスマス会やひなまつりなど一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては三者協議会等で協議するものとする。

(10) 給食の提供にあたっては、食育を推進し、アレルギー対応等子どもの健康状態に配慮すること。

2 多様な保育ニーズへの対応

(1) 土曜日の給食の提供

(2) 延長保育の実施 ※利用料金及び食事代金は、横浜市のガイドラインを上限とする。

次の時間帯を含んだ開所時間を設定し、延長保育を実施すること。

平日：7時00分～20時00分、土曜日：7時00分～18時30分

延長保育は、各利用者の認定された保育時間(11時間又は8時間)を超える時間帯とする。

(3) 一時保育事業の実施(実施時期については、概ね移管後3年以内の実施を目途に、保護者と協議を行うこと。)

3 職員について

(1) 職員数

利用児童数に応じて、「横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱」に基づく保育士等を確保すること。

(2) 施設長の年齢制限

施設長予定者は移管時の年齢が70歳未満であること。

(3) 経験者の確保

次のとおり経験者を確保すること。

ア 施設長 施設長については、次のいずれかの経験年数を有すること。

(7) 社会福祉事業の経験15年以上(うち認可保育所経験3年以上)

(イ) 認可保育所等での保育経験 12 年以上

(ウ) 社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長経験 3 年以上）

※ アについては、社会福祉事業経験年数に、横浜保育室での経験を算入できる。認可保育所経験年数に、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園での経験を算入できる。

イ 保育士 常勤保育士については、次の職員を確保すること。

(ア) 保育経験 10 年以上又は法人が運営する保育所等での保育経験が 7 年以上の保育士を 2 人以上

(イ) 保育経験 5 年以上の保育士を 3 分の 1 以上（本市基準に基づく保育士数から、保育経験 10 年以上 2 人を除いた数を母数とする。小数点以下切り上げ。）

※ ここでいう常勤保育士とは、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者とする。

※ イについては、保育士資格を有していれば、横浜保育室、特定地域型保育事業、認定こども園及び幼稚園での経験年数を算入できる。

※ イについては、休職期間等がある職員の場合、移管前年度に保育所等に勤務していれば、保育士資格を有する過去の経験年数に休職期間等を算入できる。

(4) 引継ぎ・共同保育

横浜市が指定する引継期間において、横浜市が指定する職員（施設長、保育士、調理員等）を配置すること。

(5) 勤務の継続

「横浜市立保育所民間移管事業 移管前協定書」に基づき引継ぎ・共同保育に参加した職員は、移管後も継続して当該保育所に従事すること。特に、施設長、主任保育士については、移管後の保育の安定性の面から、原則 3 年以上は継続勤務すること。

ただし、勤務を継続できない等、特別な事情が生じた場合には、横浜市と協議の上、保護者の理解を得るよう努めること。

4 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3 年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

5 三者協議会

法人決定後、移管後も当分の間（最長で移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間）、当該保育所の保護者、移管を受けた法人及び横浜市からなる三者協議会において、保育内容の継続性及び本諸条件の変更等について調整すること。

6 その他

- ・法人は、移管後の運営状況等について、横浜市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること。
- ・本諸条件に定める内容は、移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間、遵守すること。ただし、条件の変更等について三者協議会等において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。その場合は横浜市に報告すること。
- ・当該期間経過後においても、内容の変更にあたっては、保護者の理解を得るよう努めること。
- ・本諸条件を変更する必要がある場合は、双方協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

（注）本市基準：国の定める基準に加えて本市が独自に設定した認可保育所が守るべき基準

※ この移管条件は、令和 5 年度移管にかかる法人募集に際して応募法人に提示しています。

2 民間移管の進め方

(1) スケジュール

保護者への説明と法人の準備期間を十分に確保するため、移管の約2年半前に移管予定園を発表します。また、法人が年間行事等の把握ができるよう1年間をかけて引継ぎを行います。

<移管までのスケジュール(案)>

		主なスケジュール		
公表年度		移管予定園選定		
	9月	移管予定園公表		
	10~11月	保護者説明	保護者説明会（在園児保護者向け） 保護者アンケート（在園児保護者向け）	
	12月		個別相談	
	1月			
3月		入園予定者への説明（資料配付）		
2年前	4月	法人選考	保護者アンケート 保護者説明会（新入園児保護者向け） 第1回法人選考委員会	
	5月		法人選考委員による園訪問 （職員・保護者との意見交換） 第2回法人選考委員会	
	6月		法人募集	既移管園見学会
	7月		応募受付	
	8月			第3回法人選考委員会（1次選考）
	9月		実地調査	
	10月		法人面接	第4回法人選考委員会
	11月		法人決定	第5回法人選考委員会（2次選考） 移管先法人発表
	12月			
	1月			保護者説明会（法人紹介）
	2月			共同保育見学会
	3月			入園予定者への説明（資料配付）
1年前	4月	引継ぎ 三者協議会		
	5月		第1回三者協議会	
	6月			
	7月		第2回三者協議会	
	8月			
	9月		第3回三者協議会	
	10月			
	11月		第4回三者協議会	
	12月			
	1月			
	2月		共同保育	第5回三者協議会
	3月			
移管年度	4月以降		移管先法人による運営開始（4月～） アフターフォロー 移管後の振り返り（三者協議会、アンケートの実施等）	

(2) 移管予定園の選定

老朽化した施設的环境整備を図っていく観点を中心として、移管等対象園の中から選定を行います。移管にあたっては、多様な保育ニーズへの対応の観点から、特別保育事業の拡充なども図っていきます。

具体的には、施設の老朽化状況、立地条件、児童の利用状況、利便性、地域特性等を総合的に勘案したうえで選定しています。

(3) 保護者説明

移管予定園の保護者に十分な説明を行い、不安に思うことや疑問点の解消を図るため、保護者説明会と個別相談、既に移管した園の見学会等を実施します。その他、移管準備の進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行っていきます。

ア 保護者説明会

民間移管の概要と移管予定園の選定理由等について説明します。
移管先法人決定後には、法人の紹介を行います。

イ 個別相談

保護者説明会に参加できなかった方や、「もう少し詳しく話を聞きたい」「質問がある」等の方のために、個別のご相談に対応します。

ウ 既移管園見学会

既に移管した園の様子の見学と法人から話を聞く機会を設けます。

エ 共同保育見学会

移管前の引継ぎ・共同保育の様子の見学と法人から話を聞く機会を設けます。

オ 転園希望者への対応

民間移管を理由として、他の市立保育所への転園を希望する方に対しては、転園の決定にあたって、「新規利用希望者と同等に取り扱う」こととしています。(通常は利用要件が同じ場合、新規利用希望者を優先)

(4) 移管先法人の選定

ア 法人の選考

法人の選考は、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が行います。選考にあたっては、「保育所保育指針」等を参考に、法人選考基準(以下、「選考基準」という)を作成しています。

また、選考基準については、法人選考委員会の中で前年度の選考における課題を抽出し、毎年見直しを行います。

法人選考委員会では、法人の選考のほか、委員が移管予定園を訪問し、保護者や職員と意見交換を行った上で、移管条件についても話し合いを行います。

イ 法人選考の流れ

(ア) 第1回法人選考委員会

選考の進め方、移管条件、選考基準等について話し合います。

(イ) **保護者アンケート**

保護者に対し「移管先法人に望むこと」等についてアンケートを実施します。

(ウ) **法人選考委員による保護者との意見交換**

保護者アンケートをもとに法人選考委員が移管予定園を訪問し、園の状況を直接確認します。(①園見学 ②職員との意見交換 ③保護者との意見交換)

(エ) **第2回法人選考委員会**

保護者との意見交換等を踏まえ、選考基準等を定めます。

(オ) **法人募集**

移管条件、保護者アンケート等を示した上で、市内外を問わず広く募集します。

(カ) **第3回法人選考委員会**

応募書類をもとに1次選考(書類選考)を行います。

1次選考では、保育目標、理念及び保育内容を移管園の継承という視点を入れて評価し、法人の監査や資金の状況等を確認します。

(キ) **実地調査**

1次選考を通過した法人の運営する保育所等に法人選考委員が訪問し、保育内容等を調査します。

(ク) **第4回法人選考委員会**

1次選考、実地調査等の内容を踏まえ、面接時の質問項目等について議論します。

(ケ) **法人面接**

法人選考委員が法人の理事長、施設長予定者、主任保育士予定者及び会計担当者の面接を行います。

(コ) **第5回法人選考委員会**

実地調査・面接等の審査結果をもとに法人選考委員会としての候補法人を決定し、本市へ報告します。

(サ) **法人決定**

法人選考委員会の報告を受け、本市として移管先法人を決定します。あわせて移管予定園の保護者へ通知します。

(シ) **法人紹介**

移管予定園の保護者に法人を紹介します。

(5) **引継ぎ・共同保育**

移管前の一定期間、法人の保育士と市立保育所の保育士が共同で保育にあたり、きめ細かい引き継ぎを行うため、引継ぎ・共同保育を実施します。

ア **引継ぎ・共同保育のねらい**

環境の変化に伴う子どもへの影響に配慮し、安定した園生活を継続できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた関わりや市立保育所の保育内容等を引継ぐとともに、子ども、保護者と法人職員の信頼関係を築きます。

イ **進め方**

(ア) **4月から12月まで**

施設長予定者・主任保育士予定者を中心に、子どもたちの様子や行事を含めた保育内容の引継ぎを行います。各年齢の子どもや保護者と顔なじみになり、設備面や近隣の状況等を含む園の全体像を把握します。

(イ) 1月から3月まで

各クラスに次年度の担任保育士予定者が入り、市立保育所の保育士と共同で保育を行うとともに、子どもや保護者との信頼関係を築きます。

(ウ) その他

- 横浜市主催の各種研修に優先的に参加します。
(例：障害児保育基礎講座、乳児保育研修、給食研修会等)
- 職員会議、カリキュラム会議、毎日のミーティング等に参加し情報を共有します。
- 調理員の引継ぎも個別に行います。

(6) 三者協議会

保護者、移管先法人、横浜市の三者間で、移管に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。

ア 構成

①保護者 ②移管先法人 ③横浜市（こども青少年局・区）の三者で構成します。
事務局はこども青少年局子育て支援課が担当します。

イ 協議事項等

移管することに伴い発生する諸事項について協議します。

「主な議題」

- 保育内容（園行事、持ち物等）
- 食事提供、延長保育（費用等）
- 給食関係（アレルギー対応、献立等）
- 保護者からの提案

ウ 設置時期

令和5年4月以降（予定）

エ 開催頻度

移管前の1年間は5回程度（予定）

移管後の1年間は3回程度（予定）

オ 設置期間

最長で移管日の前日に在園していた園児が卒園するまでの間とします。

カ 開催場所

原則として当該保育園で行います。

(7) アフターフォロー（市職員による訪問・助言）

円滑な運営の移行及び運営主体が変更することによる子どもへの影響に配慮し、通常の監査指導の他に移管後一定の期間、市職員による訪問や助言を行います。

ア 市立保育所園長（1年間 月1回半日程度訪問）

移管前の市立保育所園長が、保育や園運営について、必要に応じて法人職員に助言するとともに、法人職員からの質問等に応じます。

- イ 市立保育所保育士（8か月程度 1人2回半日程度訪問）
移管前の市立保育所保育士が、主に午前中の保育を法人保育士と一緒にいき、必要に応じて法人職員に助言するとともに、法人職員からの質問等に応じます。
- ウ 市立保育所園長の経験のある非常勤職員（半年程度 月1～2回半日程度訪問）
移管前から保育所訪問を行っていた市立保育所園長の経験のある非常勤職員（会計年度任用職員）が、各種相談に応じます。
- エ こども青少年局の係長、係員（1年間 適宜、2年目以降も必要に応じて）
市立保育所園長等経験者が、月に1回程度訪問し、これまでの民間移管の経験を踏まえた立場から、保育所運営についての助言を法人職員に行います。
また、必要に応じて、(1)～(3)の訪問を行った職員からの報告書、保護者からのご意見を基に法人との調整を行います。

(8) 移管後の振り返り

- 三者協議会やアンケートの実施等で振り返りを行い、移管後の円滑な園運営を支援します。
- ア 三者協議会
移管後も一定期間（最長で移管日の前日に在園していた園児が卒園するまでの間）三者協議会を開催し、移管条件の実施状況や変更、保育内容の変更についてなど様々なことについて話し合います。
- イ アンケートの実施等
保護者及び法人へのアンケートや選考委員による訪問を行い、移管後の保育内容や園運営について確認し、保育の質のさらなる向上を図ります。
- ウ 福祉サービス第三者評価の受審
移管先法人には福祉サービス第三者評価を移管後3年以内に受審することを移管条件とし、移管後の保育内容等を確認することで、保育の質のさらなる向上を図ります。

【参考】 市立保育所の役割

1 市立保育所の果たすべき役割

「保育資源ネットワーク構築事業」の検証結果や子育てを取巻く状況を踏まえ、平成 26 年 9 月に今後の市立保育所の果たすべき役割・機能を次のとおりとしています。

- これまで組織で蓄積した専門的な知識や経験を生かし、各保育資源と連携して保育資源全体の保育の質の維持・向上を図ります。
- 子育て家庭の育児不安の解消と養育力の向上のため、地域の子育て支援を推進します。
- 養育支援強化や障害児保育に取り組み、保育のセーフティネットの機能を担います。
- 地域の教育・保育施設の「つなぎ役」となり、より質の高い教育と保育を総合的かつ継続的に提供するための施策推進に取り組めます。

【市立保育所の持つ特長】

- ・ 比較的経験が豊富な保育士が多く、専門的な知識や経験を組織として蓄積をしている。
- ・ 行政機関として中立性と公益性を持ち、各保育資源との連携を推進することができる。
- ・ 障害児保育や養育支援ケースについての対応経験が豊富であり、セーフティネットとしての役割を果たすことができる。

2 保育資源ネットワーク構築事業（要綱より抜粋）

(1) 目的

保育資源における「保育の質及び専門性の向上」、「地域の子育て支援の充実」
「保育のセーフティネットの構築」及び「地域の教育・保育施設の連携の推進」を図る

(2) 内容

保育資源が互いに連携して課題解決に取り組むことで、スキルアップや連携強化を図る。
ネットワーク事務局園、ネットワーク専任保育士が中心となり推進する。

- ・ 施設単体では難しい研修、研究、公開保育等の実施
- ・ 地域子育て支援拠点の子育て支援ネットワークと連携し、安心な子育て環境づくり
- ・ 不適切養育や虐待、障害児等に対する支援を進めるとともに、支援を必要とする家庭への援助方法を保育資源間で共有し、安心して生活できる保育環境の構築

<参考：市立保育所 ネットワーク事務局園一覧（再掲）>

区名	保育所名	区名	保育所名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曽根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋

【横浜市立保育所の民間移管に関するお問合せ】

●移管に伴う様々な相談をお受けします●

横浜市 こども青少年局 子育て支援課 市立保育所係

TEL : 045-671-2400

e-mail : kd-hoikumineika@city.yokohama.jp

ホームページ :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikan/>